

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

関送企発第6号
2022年7月19日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土井 義宏

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）1. に規定する基準

1. 発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

2. 設定した基準

地帯間販売電源料のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金で手当てされる費用に相当する額、託送収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の3の3第3号の交付金で手当てされる費用に相当する額、及び電気事業雑収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金については、送配電部門以外の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金を送配電部門以外の収益に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法交付金として電気事業営業収益に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金がこれまで送配電部門以外の収益に整理されていたことを踏まえると、当該収益を送配電部門以外の収益に整理する必要があることから、上記基準を設定したもの。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）2. に規定する基準

- 2.（1） 発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。
- （2） その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

2. 設定した基準

他社購入電源費、地帯間購入電源費及び事業税のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金にて手当される費用については、送配電部門以外の費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金相当額を送配電部門以外の費用に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額として電気事業営業費用に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金相当額がこれまで送配電部門以外の費用に整理されていたことを踏まえると、当該費用を送配電部門以外の費用に整理する必要があることから、上記基準を設定したもの。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）4. に規定する基準

4. 2. 及び3. の規定により送配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第1第2表により設備別費用明細表を作成すること。

2. 設定した基準

様式第1第2表の「接続供給託送料」と「電源開発促進税」の費用項目の間に、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の入力欄を加える。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

令和4年3月31日（号外第70号）公布経済産業省令第24号（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令）に定める様式第1第2表では、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の費用を入力する欄が無く、適切な費用整理がする必要があることから、上記基準によることとした。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）8. に規定する基準

8. 6. の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第1第5表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）については、6. の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）に、超過契約額（委託又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下、第6表において同じ。）を加算した額とし、特別損失については、6. の規定により整理された特別利益（インバランス調整に係る特別利益を除く。）から6. の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失及びインバランス調整に係る特別損失を除く。）を控除した額とすること。

2. 設定した基準

別表第1 8. の規定によらず、2013年度～2021年度に支出された送電線に近接する樹木の保安伐採業務における超過契約額については、委託費のほか、補償費も含めるものとし、様式第1第5表により作成する超過利潤計算書における当期超過利潤額の算定上、「税引前送配電部門当期純利益(①)」に加算することとする。

なお、2013年度～2021年度に支出された送電線に近接する樹木の保安伐採業務における超過契約額は2021年度に事業者に戻還された金額（委託費）を除いた額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

補償費については、別表第1 8. の規定による超過契約額の対象とならないが、2022年6月13日に公表した送電線に近接する樹木の保安伐採業務等に関するコンプライアンス委員会調査報告書において、補償金額の適切性が検証されていないこと、及び事業者に戻還された金額（委託費）が電気事業営業費用に計上されていることを踏まえ、上記の基準を設定した。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）10. に規定する基準

10. 供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

2. 設定した基準

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会／地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、上記基準によることとした。